

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美ほか9名

被告 国

原告ら弁論要旨

(被告の主張に対する反論・憲法14条1項違反等について)

2025（令和7）年1月9日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 三 浦 徹 也

原告らの主張のうち、被告が主張する本件各規定の立法目的に対する反論と、新たに追加した憲法14条1項違反の要点等を述べる。

第1 夫婦同氏制度に関する被告の主張とその問題点

- 1 被告は、夫婦同氏制度の目的として「氏による共同生活の実態の表現という習俗の継続」や「家族の一体感の醸成ないし確保」を挙げている。
しかし、明治民法が改正された当時の習俗は、女性の従属を基礎とする家制度の下で強制されて培われたものである。婚姻に伴って氏を変更することの不利益や、氏を維持するために婚姻を諦めざるを得ない不利益を法的に強制してまで継続させなければならない習俗ではない。
- 2 また、被告は、現行民法における婚姻について、「制度としての婚姻を特徴づけるのは嫡出子の仕組み（同法772条以下）であるといえ、これこ

そが婚姻制度において想定される『法律上の効果となる柱』である」とし、夫婦の氏に関する規定は「夫婦それぞれと等しく同じ氏を称する程のつながりを持った存在として嫡出子が意義づけられていること」を反映していると主張している（準備書面(1)15頁）。

しかし、現代社会では別姓の事実婚夫婦や再婚した夫婦、国際結婚をした夫婦など、異なる氏のもとで子どもが育てられるケースが多数存在している。被告のように「夫婦と同じ氏を持つ子ども」として嫡出子を特別視することは、その他の家庭環境で育つ子どもたちへの差別につながるものである。

被告の主張は、家族の在り方が多様化している社会、婚外子（嫡出でない子）に対する差別を解消し、子どもを個人として尊重してその権利を保障すべき考えが浸透してきた社会の実態、婚外子についての相続分差別を違憲とした平成25年9月4日最高裁大法廷決定とも相反する。

- 3 さらに「家族の一体感」を理由に夫婦同氏を強制することの合理性もない。内閣府の調査では61.6%が、夫婦親子の氏が違うことは家族の一体感・きずなには影響がないと回答している。何よりも、家族の一体感は、令和3年大法廷決定の三浦守意見の言葉を借りれば、「種々の困難を伴う日常生活の中で、相互の信頼とそれぞれの努力の積み重ねによって獲得されるところが大きい」ものである。同氏を選びたい夫婦が自由に選択できる仕組みで十分であり、家族の一体感を高めるために夫婦同氏を強制することによって、そもそも婚姻することを諦めたり、婚姻の際に氏を変更してつらい思いをする人が多数存在しているというのは本末転倒というほかない。
- 4 以上のように、被告の主張は、双方が氏を維持したまま婚姻する等の例外を一切認めていないことの合理性を基礎付けるものではなく、夫婦同氏制度は憲法13条、憲法24条1項及び2項、並びに今回新たに主張として追加した憲法14条1項に違反する。

第2 憲法14条1項との関係

- 1 原告ら第4準備書面では、夫婦同氏制度は、いまだ残る性差別的な意識や慣習を固定化し、助長するものであって、憲法14条1項（法の下での平等）に違反していると主張している。
- 2 憲法12条は、国民が自由や権利を不断の努力で守るべきことを定めている。性差別的な意識や慣習は、何もしなくても自然と解消されるというものではなく、自覚的な選択によってひとつひとつ克服することが必要である。

戦後、憲法に男女平等が明記され、明治民法の改正により家制度は廃止された。しかし、国民の意識や慣習の面での男女平等まで直ちに実現したものではなく、婚姻に際して妻の氏も選べるようになっても、結局、夫婦の約99%が夫の氏を選んでいた事実は、家制度の下で培われた意識や慣習の強い影響を示している。2023（令和5）年でも94.5%の夫婦が夫の氏を選択しており、「結婚したら女性が氏を変えるもの」という意識は現代でも根強く残っている。

もちろん、これが夫婦の自由かつ平等な議論の結果であるとするれば、特に問題はないのかもしれない。しかし、三浦麻子教授の調査によると、約4分の3が夫婦の氏を選択についてそもそも「話し合わなかった」という回答であった（甲A159）。

性別	氏変更	話し合った	話し合わなかった	覚えていない
男性	氏変更した	12	6	0
	氏変更しなかった	56	279	22
女性	氏変更した	43	257	11
	氏変更しなかった	15	24	1

この事実は、性差別的な意識や慣習が、夫婦の自覚的な選択によって克服されていないことを強く示唆するものであり、ほとんどの夫婦が夫の氏

にしているのは、性差別的な意識や慣習の反映にすぎないと結論できる。

- 3 平成27年大法廷判決は、現在でも圧倒的多数が夫の氏を選択していることについて、「夫婦となろうとする者双方の真に自由な選択の結果によるものかについて留意が求められるところであり、仮に、社会に存する差別的な意識や慣習による影響があるのであれば、その影響を排除して夫婦間に実質的な平等が保たれるように図ることは、憲法14条1項の趣旨に沿う」と指摘していた。

そして、上記のとおり、社会に存する差別的な意識や慣習による影響は根強く残っているし、このような意識や慣習を夫婦同氏制度が固定・助長させる関係にあることは、女性差別撤廃委員会及び自由権規約委員会からの繰り返しの勧告等によっても明らかにされてきた。

よって、夫婦同氏制度は憲法14条1項にも違反する。

第3 小括

夫婦同氏制度を合憲と判断した平成27年大法廷判決は、氏の権利性を認めなかったこと、氏か婚姻かの二者択一の中で、婚姻の自由が制約されているという実態をきちんと考慮しなかったことなどについて、多くの学説からも批判を浴びてきた。平成27年大法廷判決の判断枠組みを前提としても、社会の変化によって夫婦同氏制度の合理性はさらに揺らいでおり、学説上も違憲説が多数説となっている。もはや夫婦同氏制度が合憲であるという見解を維持しているのは、被告を除くと裁判所だけといっても過言ではない。

本訴訟では、単に先例の最高裁判決の結論を踏襲するのではなく、きちんと社会の実態に向き合い、夫婦同氏制度の合理性について改めて検討し、明確な違憲判断を下すことを求める。

以上